

加入後の所得控除による
節税額は、^{★1}

年109,500円×15年＝

1,642,500円

+

共済金Aの受取額

6,033,000円^{★2} から、

掛金の合計額

-5,400,000円^{★3} を引くと

(月30,000円

×12か月×15年)

差額 **633,000円**

合わせて **2,275,500円** おトク!

たとえば・・・

課税所得金額が平均400万円のAさんが、

月々3万円の掛金を15年間納付し、共済金Aを受け取った場合

◎中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額をご確認いただけます。

[小規模シミュレーション](#)

[検索](#)

掛金の全額所得控除による節税額(例)

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額10,000円	掛金月額30,000円	掛金月額70,000円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円 ^{★1}	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

基本共済金の額 掛金月額3万円の場合

納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
		●個人事業の廃止 ●個人事業の配偶者又は子への全部譲渡 ●個人事業主の死亡 ●会社等の解散 など	●老齢給付 (但し、65歳以上180か月以上掛金を納付した方に限る) ●会社等役員の疾病・負傷による退任 ●会社等役員の65歳以上での退任 など	●65歳未満での会社等役員の退任 (但し、疾病・負傷・死亡・会社解散を除く) など	●任意解約 ●中小機構による共済契約の解除 (12か月以上の掛金滞納等) など
5年	1,800,000円	1,864,200円	1,843,800円	1,800,000円	お受け取り額は、掛金合計の80～120%相当額(掛金納付月数に応じて変動)。 掛金納付月数が240か月(20年)未満の場合は掛金合計額を下回ります。
10年	3,600,000円	3,871,800円	3,782,400円	3,600,000円	
15年	5,400,000円 ^{★3}	6,033,000円 ^{★2}	5,821,200円	5,400,000円	
20年	7,200,000円	8,359,200円	7,976,400円	7,258,500円	

※H28年4月から農業者の事業廃止について「農地処分証明書」は原則不要になりました。

加入期間が長いほど有利。豊かな老後のための準備として、お早めのご加入をおすすめします。

加入お申込み先

- ☐ 商工会 ☐ 商工会議所 ☐ 金融機関の本支店(JA農協含む)
☐ 中小企業団体中央会、中小企業の組合

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください。